

労働安全衛生法施行令

(定義)第一条 第7号 第二種圧力容器

ゲージ圧力〇.二メガパスカル以上の気体をその内部に保有する容器(第一種圧力容器を除く)のうち、次に掲げる容器をいう。

- イ 内容積が〇.〇四立方メートル以上の容器
- ロ 胴の内径が二百ミリメートル以上で、かつその長さが千ミリメートル以上の容器

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)第十三条

法別表第二第二号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を除く。)とする。

(個別検定を受けるべき機械等)第十四条

法第四十四条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。

- 二 第二種圧力容器(船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。)

法別表第二第二号(第四十二条関係)

- 二 第二種圧力容器(第一種圧力容器以外の圧力容器であつて政令で定めるものをいう。)

労働安全衛生法 第五章 機械など並びに危険物及び有害物に関する規制

(譲渡などの制限等)第四十二条

特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

ボイラー及び圧力容器安全規則 第四章 第二種圧力容器

(検定)第八十四条

第二種圧力容器を製造し、又は輸入した者は、当該第二種圧力容器について法第四十四条第一項の検定を受けなければならない。

- 2 外国において第二種圧力容器を製造した者は、当該第二種圧力容器について法第四十四条第二項の検定を受けることができる。当該検定が行われた場合においては、当該第二種圧力容器を輸入した者については、前項の規定は、適用しない。
- 3 前二項の検定については、機械等検定規則(昭和四十七年労働省令第四十五号)の定めるところによる。

(安全弁の調整)第八十六条

事業者は、第二種圧力容器の安全弁については、最高使用圧力以下で作動するように調整しなければならない。ただし、安全弁が二個以上ある場合において、一個の安全弁を最高使用圧力以下で作動するように調整したときは、他の安全弁を最高使用圧力の三パーセント増以下で作動するように調整することができる。

(圧力計の防護)第八十七条

事業者は、圧力計については、その内部が凍結し、又は八十度以上の温度にならない措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、圧力計の目もりには、当該第二種圧力容器の最高使用圧力を示す位置に、見やすい表示をしなければならない。

(定期自主検査)第八十八条

事業者は、第二種圧力容器について、その使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年をこえる期間使用しない第二種圧力容器の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 本体の損傷の有無
- 二 ふたの締付けボルトの摩耗の有無
- 三 管及び弁の損傷の有無
- 2 事業者は、前項ただし書の第二種圧力容器については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。
- 3 事業者は、前二項の自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

(補修等)第八十九条

事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なった場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。